

2015/10/18

唯物論研究会研究大会 第4会場 (Sタイプ)

イギリス福祉国家におけるハウジング研究の射程——ヴィクトリア時代におけるオクタヴィア・ヒルの「住居管理」に注目して

栗原 真史 (一橋大学大学院社会学研究科修士課程1年)

masashi.kurihara.5.11@gmail.com (PC)

0. はじめに

住宅の供給を市場のみに委ねることなく、公的に保障する政策は、社会を持続可能なものとしていくために必要不可欠なものである。しかし、こうした公的介入にたいしては、住宅領域を私的・個人的な領域へと切り詰め、市場化へと向かわせるべきとする考えからの反感がつねについて回る。人びとがこのように考える背景のひとつには、「住宅は自己責任」といった住宅領域についての個人主義的意識を指摘することができるだろう。この意識は、公営住宅の団地住民における「依存の文化」を指摘し「社会などというものは存在しない。個人としての男性と女性、その家族が存在するのである。」と喝破した M, サッチャーをはじめとして、住宅領域における公的支出削減の際に用いられる言説のなかに繰り返し確認することができる。

本発表では、ヴィクトリア時代におけるイギリスの「住居管理 housing management」の局面に注目し、この個人主義的意識が構造的矛盾としての住宅問題との関わりにおいてどのような作用・反作用を形成するのかについて、個々の居住実践における「重層的決定」(Althusser 1965)の場を焦点化することを通して、検討する。19世紀イギリス大都市では、家主・借家人関係における紛争が頻発することとなった(1節)が、オクタヴィア・ヒルによる住居管理の実践は、この対立関係にたいして人格的關係と物的環境に基づく「調整」をもたらすものであった。しかし、同時に、そこでは、借家人たちに厳格なルールを課すことで勤勉と努力の習慣を身に着けた労働者を主体化し「再生産」するという作用もまた指摘することができる(2節)。本発表は、こうしたヒルの住居管理実践を、構造的矛盾を引きうけ正当化する(個人主義的)意識の問題として位置づけ、イギリス福祉国家の歴史的考察の一契機とすることを試みる(3節)。

先行研究と問題の所在

ハウジング研究において、20世紀におけるイギリスの住宅政策は、先進諸国のなかでも大規模かつ早い段階での公的住宅供給に着手したことから、福祉国家の発展を前提とした先駆的事例として頻りに論じられてきた。しかしながら、この見方によって、19世紀、わけてもヴィクトリア時代におけるイギリス住宅史は、民間による住宅供給が限界を迎えた、

公的介入に至る前段階の時代として、目的論的な歴史解釈の対象となってきた（代表的なものとしては、Turn(1973)など）。1980年代よりハウジング研究はこうした解釈を問題視し始め、当時の社会状況や地方自治体レベルの取り組みに立ち返ることで、20世紀前後におけるイギリス住宅史の多元的な再構築を試みることとなった(e.g. Daunton ed. 1988)。椿(2007)は、こうした研究動向を「福祉の複合体 Mixed Economy of Welfare」史観(高田2011)による福祉国家の歴史的な連続性と断絶の再編の影響のもとに位置づけている。また、このなかでとりわけ活発化しているのは、19世紀を通しての民間の慈善家・篤志家による非営利の住宅供給実践がもつ意義を問い直す研究である(Malpass 2000, 堀田 2005)。まとめると、ヴィクトリア時代におけるイギリスには、1. 福祉国家(以降)の枠組みで住宅政策を論じるための歴史的視角の可能性が存在し、2. そのなかでも、民間の非営利活動(≒市民社会)が重要な役割を果たした点にとりわけ注目する必要がある。

とはいえ、当時、民間の非営利活動が意義深い役割を果たしたからといって、それらの活動がすぐさま積極的な意味での評価に値するわけではない。福祉の複合体の意義は、あくまでその利点と問題点の両義性を浮かび上がらせる点にある。本報告で扱うオクタヴィア・ヒルの住居管理もまた、そうした両義性をもつ典型的事例であり、論者によって評価が分かれている。A,Power(1987)や中島(2002)は、住居管理を建物だけではなく人にも配慮するローカルな実践として肯定的に捉え、その起源であるヒルの活動を積極的に評価する。他方で、こうした実践がむしろ住宅領域にたいする公的介入の発展を立ち遅らせたとする側面(Turn 1973)や、借家人にたいする家賃の厳しい取立てが行われた側面(Kemp and William 1991, Thane 1996)など、その問題点を指摘する研究もある。ここでは、イデオロギーという視点から、こうしたヒルの住居管理の両義性を整理・再解釈するとともに、その実践において、住宅領域における個人主義的意識がしっかりと作用していることを示すこととする。

住宅問題と労働者階級の「無知」

K,マルクスは『資本論』一卷第23章「資本制的蓄積の一般的傾向」において、「蓄積の諸法則を十分に解明するためには、作業場外での労働者の状態、すなわち彼の栄養状態および住宅状態にも注目しなければならない」¹と述べ、資本蓄積に伴って発生する労働者階級の貧困化現象の重要な一契機として、劣悪な住居をはじめとする、生活環境の悪化としての都市問題を位置づけている(宮本 1971)。住宅問題の原因は、第一に、大都市に資本が集中することによって無産の労働者もまた集中すること、第二に、これらの労働者にたいして必要な集合的消費手段(i.e. 住宅、水道)が充足され得ず、劣悪な都市生活環境が発生することにあり、これらの構造的要因によって、「[...]資本主義的蓄積が急速になればな

¹ Marx [1868]=1997, p.1117, 強調点引用者。

るほど、労働者の住宅状態はますます悲惨なものとなる」²という傾向が生まれる。

「社会などというものは存在しない」という言説に見られるとおり、この個人主義的意識は、住宅問題の構造的要因を認めず、その責任を個人へと負わせる性格をもつ。ここで強調しておきたいのは、この意識は、しばしば住宅問題の主原因を個人の道徳的状态に求めるというかたちをとって、イデオロギー的に作用するということである。この作用は、都市低所得層における居住の貧困から中間層・サブプライム層の住宅ローン破綻まで、現代社会における広範な事例に共通して見ることができる。

この点において、F,エンゲルスが『住宅問題』において批判した、経済学者 E,ザックスによる労働者階級の住宅への「無知」に関する言及との相同性は示唆的である。ザックスは、資本家が労働者住宅への投機のインセンティブをもたないことと並んで、労働者たちが「合理的な保健方法」たる住宅への支出を惜しんで、「飲酒やありとあらゆる空しい楽しみに、真に罪深いやり方でその収入を浪費している」³として、労働者階級の「無知」に、住宅問題が発生する原因を指摘している。エンゲルスは、この見解にたいして、住宅問題の構造的要因を無視した「小ブルジョワ的」な考えとして退けているが、こうした「無知」の言説が具体的にどのようなイデオロギー装置のかたちで作用するものであるか、という問題については、詳細に検討されていない。本発表のねらいは、この装置としての役割を引き受ける一事例を住居管理実践の場に求め、その歴史的意義を浮かび上がらせることにある。

1. ヴィクトリア時代・大都市の住宅事情——家主と借家人

イギリスにおける近代的住居管理は、19世紀におけるオクタヴィア・ヒル(Octavia Hill[1838-1912])の非営利活動にその起源をもつ。ヒルの活動について論じる前に、ヴィクトリア時代の大都市における労働者階級の住宅事情と住宅関連の法制度の展開、およびこの時期の家主・借家関係の状況について、簡潔に概観しておこう。

産業革命以降、ロンドン、バーミンガム、グラスゴーなどの大都市への急激な人口流入が起こり、労働者階級・貧困層の住宅問題が深刻化した。イングランド・ウェールズの人口全体にたいする大都市人口の割合は、1801年の33.8%から、1851年には54.0%、1911年には78.9%にまで増加した(Rodger 1989)。20世紀とは対照的に、この頃の大都市における居住形態のほとんどは持家ではなく賃貸であり、労働者階級は主にテネメント tenement、あるいはテラス・ハウス terrace house と呼ばれる貸家に、ほとんどの場合複数の世帯が共同で住んでいた。ヴィクトリア時代初期において、労働者の賃金はかなり低く抑えられており、家主の利害関心は完全に利潤の追求を志向していた。また、これにたいする借家法の措置も整備されていなかった。こうしたなか、労働者世帯における支出の16~25%が家

² ibid, p.1124.

³ Engels [1872]=1974, p.67 からの重引.

賃にあてられることとなり、これは1880年以降、25～50%近くにまで上昇した(Roger 1989)。大都市の労働者階級および貧困層の生活悪化にとって、住宅問題は重大な一要素を形成していたのである。

ヴィクトリア時代に入り、F,エンゲルス『イングランド労働者階級の状態』(1845年)やE,チャドウィック『イギリスにおける労働者の衛生状態』(1842年)が発表され、その劣悪な住宅事情、とくに過密居住、不衛生、道徳的退廃が指摘・告発された。とりわけチャドウィックのような衛生・治安面からの告発は、1831年以降繰り返されたコレラの流行を背景に公的関心の対象となり、1848年の公衆衛生法や1851年のシャフツベリー法によって、はじめて住宅領域において衛生的配慮に基づく自治体主体の「規制的」な公的介入が生み出された。また、1872年からの「大不況」期においては、『ロンドンの見捨てられた人びとの悲痛な叫び』(1883年)に代表される多くのパンフレットや新聞が、大都市スラムの窮乏状況を、しばしば煽動的な描写で論じ世論を刺激した(Wohl 1977)。こうした世論の高まりを受けて、政府は1868年のトーレンス法、1875年のクロス法、そして、これらを統合した1890年の労働者階級住宅法などを通じて、スラムをはじめとする不適格な住宅の除去・閉鎖の権限を地方自治体に与え、その住民たちにたいして再居住(rehousing)の義務付けを定めたのである。とはいえ、この時点では、自治体の住宅建設にたいする国庫補助金がつかなかったため、各自治体の再居住にたいするインセンティブはきわめて低く、労働者階級への公的住宅供給はかなり限定的なものに留まっていた(Clapham, Kemp and Smith 1990)。

総じていえば、ヴィクトリア時代における大都市の労働者階級と貧困層の住宅事情は、人口集中と都市化に伴って劣悪な住宅市場が形成され、それにたいする公的保障も存在しなかったため、かなり水準の低いものであった。こうしたなかで、民間家主と借家人は、しばしば対立的な関係を形成することとなる。

家主-借家人関係——「よい」借家人と「わるい」借家人

近代的ビジネスの理念型が、営利販売を目的とする合理的経営と計算可能性によって特徴づけられるのとは対照的に、ヴィクトリア時代における都市貸家業の状況および家主-借家人の関係はかなり不安定なものであったといわざるを得ない(Englander 1983)。

民間家主は、都市化以前と以降で、借家人にたいする扱い方を大きく変化させた(Kemp and William 1991)。一般的に、都市化以前には一年契約で年2～4回の顔の見えるかたちでの家賃支払いが行われるのみであり、その間の借家人の居住は原則として保証されていた。しかし、都市化以降、家主の態度は借家人にたいする厳しさと非人格性を強めていく。労働者階級の収入が不安定であったこと、あるいは従来のように人格的關係を築くことができなかつたことから、家賃は週払いが一般的となったが、これにたいして、ほとんどの借家人は6週～8週、あるいはそれ以上の家賃を滞納していた。1838年の小住宅改良法によって、家主は部屋に置いておきたくない借家人を恣意的に立ち退かせることがきわめ

て容易となり、支払いの滞った借家人が家主による強力な法的権限の行使を通じて住まいを失うという事態が頻発した。

このような状況において、民間家主の側からすれば、「よい **satisfactory**」借家人と「わるい **unsatisfactory**」借家人を、経営上区別することが重要であった(Englander 1983, Kemp and William 1991)。合理的経営に適した、普段から家賃を定期的に支払う「よい」借家人 (i.e. 職人・技術労働者などの比較的収入の安定した労働者) は、安定した家賃収入を求める民間家主にとって、すぐさま部屋から追い出してしまうには惜しい、きわめて貴重な存在であった。そのため、「よい」借家人は、むしろ住居の修繕・改善を家主に説得したり、不慮の事故に見舞われたときに、家主から一定程度のゆとり(家賃の軽減など)といった配慮が与えられることも、しばしば可能であった。反対に「わるい」借家人は、頻繁に家賃滞納をめぐって家主とのあいだで紛争を引き起こし、しばしば家主の気まぐれによって立ち退きを余儀なくされた。家主によって対応が様々であったことは言うまでもないが、借家人の選別そのものは一般的に行われており、都市貸家業の経営においてそれは必要不可欠でもあったともいえる。

結局のところ問題なのは、この「わるい」借家人、つまり、収入の不安定な労働者階級の存在であった。彼らは、大都市における合理的な生活形式とは相容れない、いわば「管理不能」な集団であったといえる。行き場を失った人びとは、多くの場合、バック・トゥ・バックと呼ばれる、劣悪なスラムを形成することを余儀なくされた。これにたいして、保健省・衛生行政官は、スラムにおける疾病・不衛生の蔓延を問題視し、自治体にたいしてスラム・クリアランスを義務づけ、労働者階級はさらに大都市の周辺へと追いやられた。こうしたなかで、オクタヴィア・ヒルをはじめとする非営利活動による住宅供給は展開されるのである。

2. オクタヴィア・ヒルの住居管理——「調整」と「再生産」

オクタヴィア・ヒルは、1864年、J.ラスキンによる財政的援助を得て、ロンドン・メリルボーンの paradis・プレイスに貸家3戸を入手し、その住居管理実践に着手しはじめた。のちにその「成功」が認められ、1884年よりサザーク教区におけるスラムの住居管理を教区委員会から委託を受けるようになった。20世紀以降、ヒルの住居管理実践は「オクタヴィア・ヒル・システム」として、自治体の公営住宅やハウジング・アソシエーション(HA)をはじめとして、イギリスにおける様々な供給主体における住居管理の局面へと引き継がれていく。

ヒルの住居管理実践が対象としたのは、民間家主が問題視していた、不安定な労働者階級や貧民、すなわち、「わるい」借家人のカテゴリーに属する人びとであった。ヒルは、これらの人びとが都市貸家に本質的に適していないとは考えず、その住宅問題の改善のためには、適切な住居管理によって対応する必要があると考えた。

ヒルの住居管理の哲学のもっとも基本的な特徴を一言であらわすならば、「居住者と住居

をともに改善すること **improving tenants and tenements together**」、すなわち、住宅の物的状態と同程度に借家人の道徳的状态にも関心をもち、貸家とその借家人にたいして一体的に対応することが必要であるというものである。以下では、この方式の住居管理が労働者階級にたいする「調整」と「再生産」というふたつの作用をもつことを示す⁴。

調整

ヒルの住居管理は、当時の一般化していた家主・借家人関係における紛争関係を緩衝し調整する役割を果たした。先述のように、「わるい」借家人の問題は、しばしば立ち退きやスラム・クリアランスによる暴力的解決が図られていたが、ヒルは、これらの方法が住宅問題を空間的に強制移動させるだけであり、根本的な解決をもたらすものではないことを見抜いていた。これにたいして、ヒルの住居管理は、家賃徴収者が借家人ひとりひとりにたいして人格的關係を築き、細かくケースワークを通して物的環境を整備することによって、営利目的に基づく対立關係に調整をもたらすものであった。

この調整作用の帰結として、ヒルの活動は、ときに自治体によるスラム・クリアランスとの衝突を引き起こしている(Bell 1971)。たとえば、1874年、ヒルがバレッツコート（ヒルは「スラム」という言い方を嫌い「コート」と呼んでいた）の住居管理を開始した際、自治体の衛生長官は、その家屋の状態が不十分であるとして取り壊しを命じ、教区委員会はこれを支持した。ヒルはこうした活動の妨害に深く悩まされたが、支援者や借家人たちとの協力のもと、住居管理がすでに開始され問題の改善を見ていることから、この命令を撤回させることができた。ヒルの住居管理実践は、このように衛生行政官や教区委員会と対立しながら、公権力によるスラム居住者への暴力的措置から、しばしば借家人たちを防衛する役割を果たしていたのである。

また、ヒルの活動が、自身の住居管理を完全な無償の慈善事業とすることを拒み、採算が取れる計画を立てて実行するという「事業性」を有していた点もまた、重要である(Bell 1971)。彼女は「労働者は家賃が支払えて当然です」⁵という確固たる信念に基づき、家主・借家人の信頼關係を通じて、投資にたいして公正な比率での貸家経営を実現しようとした。ヒル自身の意図とは別に、最初の住宅供給の資金提供者であった J.ラスキンもまた、当初からヒルの計画にたいして良好な経営體質を求め、投資額の5%の配当を受け取りたいと申し出ていた。それは、利益に関心があったのではなく、ヒルの住居管理を「モデル」事業として成功させ、世に普及させるという篤志家としての関心によるものであった。岡田(2012)は、同時代に行われていた慈善事業トラストやモデル住宅会社、コ・パートナーシッ

⁴ ここでの「調整」と「再生産」という概念については、生産諸關係、主に家主・借家人關係の調整と再生産という意味に限定して使用している。そのため、たとえば、資本主義社会において、住宅は労働力の再生産を担うものであるが、生産諸力の調整や再生産に関する議論については、本報告では扱わない。

⁵ Hill [1866]1998, p.44.

プ・ソサエティのような非営利の住宅事業が、投資家・大地主にたいして「禁欲」「チャリティの倫理」に期待することで、投資額の配当を5%に抑えて事業性を成り立たせるものであったと述べている。ヒルの住居管理もまた、非営利事業という性質と良好な経営体質の双方を追求することによって、投資先を納得させ、営利目的に基づく対立関係を調整する性格をもつものであったといえるのである。

このように、ヒルの住居管理は、都市化以降の家主や投資先との営利目的に基づく対立関係やスラム・クリアランスのような暴力的手段による、労働者階級・貧民の生活環境の悪化を防ぎ、対立的な関係を緩和し調整する効果をもつものであった。

再生産

しかし、ヒルの住居管理における家主-借家人関係は、賃金が少なく不安定な労働者にたいして、互いの人格的關係に基づき、定期的な家賃支払いのルールを厳格に適用するものでもあった。

「労働者は家賃が支払えて当然です」という彼女の強固な信念のもとでは、収入の不安定な借家人の家賃滞納が連続することは許されなかった。ヒルは、家賃滞納を繰り返す借家人を直ちに追い払うこともまた、自身の道徳的義務であると見なしていた。そのため、オクタヴィア・ヒル・システムが自負する「成功」は、そもそも、このような借家人の選別に起因するものであるとする見方もある(Kemp and William 1991)。

「彼ら〔引用者注：貧民〕のために何かなされるべきかということについて、わたしにはたいした考えはありません。わたしがもっとも力強く試みたのは、勤労と努力の習慣を目覚めさせるということでした。それがなければ、彼らは最終的には間違いなく危機に陥ってしまいますが、それがあれば、友人や教育者のような人がいなくても、自分自身を自立させることはあります。わたしの案は、救済することよりも管理すること governing に、大きくかかっているのです。」⁶

ヒルは、「わるい」借家人たちにたいして、自らの教育的意図をもって接することを重視していた。厳格なルールの適用による管理は、単に借家人に支払いを強制するだけでなく、彼／女らに「勤労」と「努力」の習慣を目覚めさせ、借家人を借家人たらしめるための再生産の側面をもっていた。

さらに強調したいのは、ヒルによるこうした管理が、この教育的意図を実現するために特定のコミュニケーションの形式をとることによって、借家人たちをルールで縛りつけるというよりも、彼／女らが主体的に自ら選択することを志向していた点である。以下、ふたつの事例を取り上げることで、この点について検討する。

⁶ ibid, p.44, 下線部引用者.

[事例1]

以下の事例は、一室に夫と7人の子どもとともに住んでいた女性にたいして、ヒルがもう一部屋借りることを勧める場面でのやり取りについての、ヒル自身による回想の引用である。

このとき、女性は、住宅への支出をもう一部屋分増やすよりも、子どもたちの食費などの他の使い道をすべきであると主張していた。

「私は一言も発しませんでした。半ば懇願し、半ば主張するような声が言いました。『ミス、私が正しいとわかっただけませんか?』 『いいえ』と、私は言いました。『まったくわかりません。私は、十分に良質な空気の価値を覚え、育ってきました。けれども、当然ですが、あなたは自分が一番良いと思う通りにすればいいのですよ。申し訳ないけれど』。それ以上、言葉は交わされませんでした。」⁷

しかし、結局、数週間後、空き部屋ができたとき、この女性は自主的にその部屋の利用を望んだ **volunteered** という。

[事例2]

あるいは、Bell(1971)によれば、借家人（女性）にある問題についての譲歩を迫られ、部屋に閉じ込められたとき、ヒルは以下のようなやり取りをしたという。

「こういう場合オクタヴィアの出方はいつも同じで、まったく動じることなく、沈黙を守った。これは相手を非常に狼狽させた。彼女〔引用者注：借家人のこと〕の声は段々と小さくなり、暴言も侮辱も投げ返さない者とやり合うことは不可能なので、ついには彼女もまた黙ってしまうのだった。そこでオクタヴィアは非常に穏やかにそして冷静に最初の主張をもう一度繰り返した。」⁸

ヒルの住居管理は、こうした「沈黙」かつ「頑な」なコミュニケーション形式を通じて、借家人が自ら主体的に物事を選択するという意味での主体化を促すものであった。彼女が各々の借家人たちの個々の要望や生活環境を尊重していたのはもちろんであるが、もし「彼らが、衝動的な不徳と罪悪の容認の繰り返しに習慣づけられている」⁹（この考えはE, ザックスのいう「無知」、M, サッチャーの「依存の文化」といった言説において繰り返される）のならば、そこに互いの交渉の余地は認められなかったのである。

⁷ *ibid*, p.47, 下線部引用者.

⁸ Bell 1971=2001, p.93, 下線部引用者.

⁹ Hill [1866]1998, p.45.

ジェンダー関係の調整と再生産——管理人の生産

オクタヴィア・ヒルの住居管理において、もう一点欠かすことのできない特徴は、それがジェンダー的ヒエラルキーからも深く影響を受けている点である（Kemp and William 1991, 中島 2002）。住居管理のケースワークは、専門職の育成を必要としたが、この専門職の仕事には男性よりも女性が適していると、ヒルは考えていた。

「この住居管理は、とりわけ女性の仕事です。そこでは、細かいことについての注意深い監督が大事なのです。それは、善良な人間の生活において適用されている法、ときに無理解とも言われるような原則に基づくものではありません。」¹⁰

こうしたヒルの考え方は、彼女の死後も引き継がれることとなった。20世紀初頭、ヒルの住居管理の影響から専門家組合が形成されるが、その職務はほとんどすべて女性によって担われることとなった。住居管理のノウハウをもたない自治体は、公営住宅の管理のために、組合からの専門職を必要としており、そこに多くの女性職員が雇用されることとなった。これらは、当時女性の「社会進出」が本格的に始まりつつあったイギリス社会において、住居管理の仕事に女性の職域を広げることで、仕事を通じた社会進出の一潮流を形成するという帰結を生んだ(中島 2002)。いわば、住居管理は、ジェンダー的ヒエラルキーの不平等な関係性を、その専門的職務を通じて調整する役割を担ったのである。

しかし、他方で、住居管理は、「住まい」という場所における専門的職務に最適な人材は女性であるというジェンダー規範を再生産するという別の側面をもっていた(Kemp and William 1991)。ヒル自身の構想にも見られたことだが、たとえば、ブリストル市では、スラムからの再居住者への個別的な住居管理の仕事には、本質的に「女性らしさ」が含まれていると考えられていた。また、そこでの女性専門職の賃金は、男性の家賃徴収者よりも劣っていた(Dresser 1984)。

3. 結論と展望

まとめると、オクタヴィア・ヒルによる住居管理は、1. 収入の不安定な労働者階級や貧困層を対象としてきたこと、2. こうした人びとが引き起こす対立的関係を人格的關係と物的環境によって「調整」する側面をもつこと、3. その反面、この関係は借家人に勤勉と努力の習慣を目覚めさせるという教育的意図をもって、みずから主体化し「再生産」する役割を担っていたこと、といった点を特徴として挙げることができる。また、4. この調整と再生産の両義的作用は、管理する側の生産にかかわるジェンダー的側面においても見られることとなった。

¹⁰ Hill [1902]1998, p.117, 下線部引用者.

強調したいのは、ヒルの住居管理において、住宅問題の原因を個人の道徳的状態に求める個人主義的意識がもっとも基本的な考え方として貫かれており、それが調整と再生産の両義性を生み出しつつ、個々の借家人自らの居住実践を通して作用するという一形式を有している点である。イデオロギーとしての視点から、この形式を再解釈するならば、それは、ザックスによる労働者階級の「無知」への非難が具体的な装置としてのかたちをとって現れている一事例であるということができよう。借家人たちは、これによって、都市化とそれに伴う集合的消費手段の不足を問題化せず、また、自身の「罪深い」浪費を抑え「合理的」な住宅支出へと自ら主体的に努めることとなる。ヒルの住居管理実践が、単なる「建物」のみではない「人」への福祉という先駆的発想を有している点は過小評価すべきではないが、それが住宅領域についての個人主義的意識の作用する場を形成している点を見逃してはならないのである。

展望

ヴィクトリア時代のイギリス大都市における住宅問題には、このように、ヒルの住居管理実践を通じた、個人主義的意識による正当化の一契機を指摘することができる。しかし、ヒルの住居管理の形式がもつ重要性は、おそらく、単なる歴史的一場面に収まるものではない。

第一次大戦以降、1919年アディソン法によって、国庫補助に基づいて自治体による公営住宅の供給が開始される。当初、各自治体は、復員兵を優先的に入居させていたため、公営住宅の管理よりも建設のほうが課題となっていたが、1930年代の労働党による反スラム・キャンペーン以降、スラム居住者の再居住 *rehousing* をめぐって、再び住居管理が焦点化されることとなる。このとき、当時の住宅助言委員会が強調したのは、またしても「わるい」借家人を選別することであった。また、サッチャー政権による1980年からの大規模な公営住宅払い下げ政策は、公的所有の私有化という意味で、新自由主義のメルクマールとなっているが、さらに注目すべきは、1988年住宅法以降の「テナント・チョイス」や「大規模移管事業」によって、公でも民でもないハウジング・アソシエーション(HA)へと住居管理の役割を「権限委譲」している点である。

こうした変動のなかで、住居管理における調整と再生産は、どのような役割を担い歴史的に変化してきたのか。これらの課題については、さらなる検討が必要とされている。

参考文献

Althusser, Louis, 1965=1994,河野健二他訳『マルクスのために』平凡社.

Bell, Moberley E, 1971=2001,平弘明・松本茂訳『英国住宅物語——ナショナルトラストの創始者オクタヴィア・ヒル伝』日本経済評論社.

Clapham, David, Kemp Peter and Smith Susan, 1990, *Housing and Social Policy*, London: the Macmillan Press LTD.

Engels, Friedrich, [1872-3]=1974, 村田陽一訳『住宅問題』大月書店.

Englander, David, 1983, *Landload and Tenant in Urban Britain 1838-1918*, Oxford: Clarendon Press.

Daunton, Martin J ed., 1984=1988, 深沢和子・島浩二訳『公営住宅の実験』ドメス出版.

Dresser, Madge, 1984, 『一九一九～三〇年におけるブリストルの住宅政策』, Daunton, Martin J ed., 1984=1988, 深沢和子・島浩二訳『公営住宅の実験』ドメス出版, 249-350.

Kemp, Peter and William, Peter, 1991, "Housing management: an historical perspective", Lowe, Stuart and David, Hughes eds., *A New century of social housing*, Leicester: Leicester University Press, 121-141.

Hill, Octavia, 1866, "Cottage Property in London", Whelman, Robert, ed., 1998, *Octavia Hill and Social Housing Debate*, London: IEA Health and Welfare Unit, 43-50.

_____, 1902, "Advice to Fellow—Workers in Edinburgh", Whelman, Robert, ed., 1998, *Octavia Hill and Social Housing Debate*, London: IEA Health and Welfare Unit, 114-121.

Marx, Karl, [1867]=1997, 資本論翻訳委員会訳『資本論 第一巻 b』新日本出版社.

Malpass, Peter, 2000, *Housing Associations and Housing Policy: A Historical Perspective*, London: Macmillan Press LTD.

Power, Anne, 1987, *Property Befere People: The Management of Twentieth-Century Council Housing*, London: George Allen and Unwin.

Rodger, Richard, 1989, *Housing in Urban Britain 1780-1914*, London: Macmillan Press.

Thane, Pat, 1996=2000, 深沢和子・深沢敦訳『イギリス福祉国家の社会史』ミネルヴァ書房.

Turn, John Nelson, 1973, *Five Per Cent Philanthropy: An Account of Housing in Urban Areas between 1840 and 1914*, Cambridge: Cambridge University Press.

Wohl, Anthony S, 1977, *The Eternal Slum*, London: Edward Arnold.

岡田東洋光, 2012, 「チャリティの倫理と資本主義の精神——19世紀に登場した“5%フィランソロピー”——」岡田東洋光・高田実・金澤周作編『英国福祉ボランティアの起源』ミネルヴァ書房, 49-66.

高田実, 2011, 「「福祉国家」の歴史から「福祉の複合体」史へ——個と共同性の関係史をめざして」社会政策学会編『社会政策学会誌第六号「福祉国家」の射程』ミネルヴァ書房: 23-41.

椿健也, 2007, 「大戦間期イギリスの住宅改革と公的介入政策——郊外化の進展と公営住宅の到来」『中京大学経済学論叢』18: 79-122.

中島明子, 2003, 『イギリスにおける住居管理——オクタヴィア・ヒルからサッチャーへ』

東信堂.

堀田祐三子, 2005, 『イギリス住宅政策と非営利組織』 日本経済評論社.

宮本憲一, 1971, 「B. 近代の都市・住宅問題の思想」 金沢良雄・西山卯三・福武直・柴田徳
衛編『住宅問題講座 1 現代住居論』 有斐閣, 44-71.